補助金調書

補助金名	併用世帯ごみ収集事業補助金				担当課 (連絡先)		型社会推進部収集管理 ·EL711-4346)	#課
交 付 先	:		一般廃棄物収集運搬 許可業者		区分	7	の他の補助金	
交付先決定方法	□ 公募 ■ 非公		公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成しうる事業実施主体が限定されるため							
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	44	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	本補助金の目的は、家庭ごみと事業所のごみを分離して排出することができず、全て事業所ごみとして出しているため、家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯に対して、費用負担の軽減を図るもの。この補助金はごみ収集を行う許可業者に対しすでに減額して事業者へ請求したごみ処理手数料を補填するために交付するもの。							
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	0			
終期を延長する 理由	本補助金については、制度開始から40年以上が経過し、併用世帯数そのものが減少していることや、ごみの分別意識の高まり等から、廃止を含めた見直しを行うこととしているが、今現在、事業系ごみを家庭ごみとして出すといった不適正排出の抑止になっていることや、仮に廃止という結論になった場合においても、廃止時期に関しては、事業系ごみ、家庭ごみそれぞれの分別、排出方法の指導、啓発を行う期間が必要となるため。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 家庭ごみの収集・運搬という市民サービスが受けられない併用世帯に認定された 場合、家庭ごみ処理手数料相当分(1,000円/世帯・月、該当手数料の1月分相当 をの他 額が1,000円に満たない場合は、その額)を減額するもの。							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年原	芰	前々年	度	前々々年度	
	件		11,	608 件	12,4	402 件	12,787 化	4
(201)	(11,	928)千円	11,	584 千円	12,3	393 千円	12,771 =	千円
前年度補助事業 の主な実施概要								
補助金交付による効果	際, ごみ収集 き, 事業系こ 仮に本補助 費用負担が	補助金みの適事業がな軽い家庭	制度を紹介す E排出に寄与 ければ, 家庭	ることで、計する効果が ごみと事業 すべてのご	午可業者との 「ある。 ミ系ごみを分 みを排出す	の契約締約 うけることが る危険性が	Eな排出指導を行う 計に誘導することが が困難な事業所は が高くなり, ひいて	ヾで :,

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。